

講義録レポート

講義録コード 06-12-9-101-05

講 座	社会保険労務士	テーマ	受験経験者のための戦略的学習法 ～H23年度試験からみる傾向と対策、 合格発表までの過ごし方～
目標年	2012年合格目標		
コース	無料公開セミナー	回 数	1 回
用 途	☒ 個別VTR ☐ テープレクチャー ☐ 集合ビデオ ☐ Web通信 ☐ DL通信 ☐ DVD通信 ☐ カセット通信 ☐ 資料通信		

講師名	高橋 比沙子 先生	講義録 枚数	1 枚 ※レポート 含まず
		配布 レジュメ	3 枚

配布教材	・レジュメ (3枚)
備考	

社 労 士 講義録				科 目	無料公開セミナー	コ ー ス	受験経験者のための 戦略的学習法	回 数	1
-----------	--	--	--	--------	----------	-------------	---------------------	--------	---

配 布 物	★ミニテスト：あり []	なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説	講 師	先生
	★実力テスト：あり []	なし	★その他のレジュメ []		
	◇配布物なし				

テキスト ペ ー ジ	黒 板 内 容
	板書なし

受験経験者のための戦略的学習法

(平成 23 年度本試験からみる傾向と対策、合格発表までの過ごし方)

1. 平成 23 年度本試験の傾向

《選択式》

- ・ 労災・労一、社一については、難易度が高いが、その他の科目は基本事項からの出題が多い。
- ・ 難易度が高い科目でも、読解力、推論力で正解が可能なものもある。

23 年度選択分析 (TAC 分析による)

基本 24 問 応用 9 問 難問 7 問

《択一式》

- ・ 一般常識、国年の難易度が高いが、その他の科目は、基本事項からの出題が多い
- ・ 一見、難しく見える問題でも正解は、基本事項や推論で導き出せる問題が多い

23 年度択一分析 (TAC 分析による)

基本 46 問 応用 16 問 難問 7 問
(67%) (23%) (10%)

(23 年度本試験のポイント)

- ① 基礎知識の理解と正確な記憶
- ② 読解力、推論力
- ③ 問題を解く技術

2. 本試験対策のポイント

(1) 基本事項を確実なものとする

例題 1 (平成 23 年度 択一 国年問 7)

B 昭和 60 年改正前の国民年金法の規定により任意加入できた期間のうち任意加入しなかった 20 歳以上 65 歳未満の期間は、合算対象期間とされる。

(× 正解肢)

例題 2 (平成 23 年度 択一 国年問 9)

A 第 1 号被保険者 (保険料の一部免除を受ける者を除く。) が保険料の法定免除に該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたもの及び前納されたものを除き、納付することを要しない。

(○ 正解肢)

(2) 読解力、推論力を高める

例題 1 (23 年度 選択 問 1)

2. 「(年次有給) 休暇の時季指定の効果は、使用者の適法な時季変更権の行使を として発生するのであって、年次休暇の成立要件として、労働者による「休暇の請求」や、これに対する使用者の「承認」の観念を容れる余地はないものといわなければならない。」とするのが、最高裁判所の判例である。
3. 「使用者の責めに帰すべき事由によって解雇された労働者が解雇期間中に他の職に就いて利益を得たときは、使用者は、右労働者に解雇期間中の賃金を支払うに当たり右利益[… (略) …]の額を賃金額から控除することができるが、右賃金額のうち労働基準法 12 条 1 項所定の に達するまでの部分については利益控除の対象とすることが禁止されているものと解するのが相当である」とするのが最高裁判所の判例である。

《選択肢 (本試験問題より抜粋)》

- ② 解除条件 ⑪ 賃金の総額の 4 割 ⑫ 賃金の総額の 6 割
⑬ 停止条件 ⑰ 平均賃金の 4 割 ⑱ 平均賃金の 6 割

例題 2 (平成 23 年度 選択 問 2)

労働基準法における障害補償並びに労災保険法における障害補償給付及び障害給付(以下「障害補償」という。)は、障害による の喪失に対する損失を補うを目的とし、労働者が業務上(又は通勤により)負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき身体に障害が存する場合に、その障害の程度に応じて行うこととされており、障害補償の対象となる障害の程度は、障害等級として、労働基準法施行規則別表第 2「身体障害等級表」及び労災保険法施行規則別表第 1「障害等級表」に定められている。この障害等級に応じ、障害補償がなされる。

従来、外貌の醜状障害に関しては、女性について第 7 級(外貌に著しい醜状を残すもの)又は第 12 級(外貌に醜状を残すもの)、男性について第 12 級(外貌に著しい醜状を残すもの)又は第 14 級(外貌に醜状を残すもの)に区分されていたが、男女差の解消を図るため、「労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令」(平成 23 年厚生労働省令第 13 号)により、 することとなった。また、医療技術の進展を踏まえ、「外貌に著しい醜状を残すもの」、「外貌に醜状を残すもの」に加え、新たに第 9 級として「外貌に 醜状を残すもの」が設けられた。

なお、「外貌」とは、頭部、顔面部、頸部のごとく、上肢及び下肢以外の日常露出する部分をいう。外貌における「著しい醜状を残すもの」とは、顔面部にあっては、

以上の瘢痕又は 以上の組織陥没に該当する場合で、人目につく程度以上のものをいう。

選択肢

- ① 小豆粒大面 ② 軽度の ③ 鶏卵大面 ④ 500 円硬貨大
⑤ 雇用機会 ⑥ 10 円銅貨大
⑦ 女性の等級を基本として男性の等級を引き上げる
⑧ 身体能力 ⑨ 生活能力 ⑩ 相当程度の
⑪ 男女とも等級を引き上げたうえで同一等級とする
⑫ 男女の平均の等級とする
⑬ 男性の等級を基本として女性の等級を引き下げる
⑭ 直径 1 センチメートル ⑮ 直径 10 センチメートル
⑯ テニスボール大面 ⑰ 手のひら大
⑱ 特徴的な ⑲ 微少の ⑳ 労働能力

《解答》

- A ②労働能力 B ⑦女性の等級を基本として男性の等級を引き上げる
C ⑩相当程度の D ③鶏卵大面 E ⑥10 円銅貨大

(3) 問題の解き方を習得する

例題 1 (平成 23 年度 択一 労災 問 6)

D 業務に起因する医療従事者等のメチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)感染症は、労働基準法施行規則別表第 1 の 2 第 1 号(業務上の負傷に起因する疾病)に該当するものとされている。

(× 正解肢)

例題 2 (平成 23 年 択一 労一 問 1)

入職と離職に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 入職者の入職経路をみると、求人情報誌などの広告が最も多く、公共職業安定所(ハローワークインターネットサービスを含む。)がそれに続いている。また、家族や友人・知人等からの紹介(縁故)も重要な経路になっている。
- B 300 人未満の企業に入職した人が求職活動においてインターネットを利用した割合は 1 割未満にとどまっているので、この規模の企業の求人活動において、インターネットを使って情報提供することの重要性は低い。
- C 離職率は、男女ともに、年齢が上がるにしたがって低下する傾向にあるが、60 歳代前半になると、定年制の影響を受けて、男女ともに 50 歳代よりも上昇している。
- D 転職者を一般労働者とパートタイム労働者に大別して、転職前と後の就業形態の変化をみると、一般労働者だった人は一般労働者として、パートタイム労働者だった人はパートタイム労働者として転職する割合が、異なる就業形態に転職する割合よりも高い。
- E 入職者に占めるパートタイム労働者の割合は、どの年齢層をとっても、男性よりも女性の方が高い。30 歳代前半以降の女性の場合は、パートタイム労働者の割合が 5 割を超えている。

3. 合格発表までの過ごし方

(1) 平成 23 年度本試験における問題の解き方の検証

間違った問題について解答に至ったプロセスを検証し、間違えた原因を把握する。

- (例) ・推論方法の検証
・解き方の検証(消去法 OR ピンポイント方式)

(2) 苦手科目の把握と克服

択一で 5 点以下の科目については、本試験問題で間違えた個所を中心に、当該科目の復習をしておく

(3) 今の知識をキープする

各法律の全体像と考え方をキープする

(方法)

- ・テキストの通読、知識キープアップゼミの利用等